

令和4年6月28日

第6回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和4年6月28日(火) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 谷岡会長職務代理者  
堅田委員 中村委員  
谷脇(裕)委員 古谷委員 山口委員  
  
(推進委員5名) 谷脇(督)委員 森光委員  
三本委員 高橋委員 坂本委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 鍋島委員  
  
(推進委員3名) 宮田委員 森田委員 谷本委員
5. 出席職員 (事務局3名) 濱口局長 坂本次長  
橋本係長
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

開会宣言	<p>中西会長 只今から、令和4年第6回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>濱口局長 本日は、久しぶりに推進委員、農業委員が揃っての開催となっています。新型コロナウイルス感染予防対策として、議案説明は可能な範囲で簡略し、開催時間の短縮に努めますのでご理解、ご協力のほどお願いします。 それでは、会長よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>中西会長 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意 見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長 それでは、本日の議事録署名人は7番 古谷委員、8番 山口委員、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>中西会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>濱口局長 <b>【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号2まで議案書をもとに朗読】</b></p>
議 長	<p>中西会長 関係委員のご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>7番 古谷委員 番号1について、谷本委員と確認してきました。古い倉庫が建っており、非農地で問題ありません。</p> <p>13番 谷脇（督）委員 番号2について、中西会長と確認してきました。原野となっており、非農地として問題ありません。</p>

議 長	中西会長 他に皆さんからご意見がありましたら、お願いします。
審 議	中西会長 他に何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。
議 長	中西会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 補足説明をします。 番号1について、譲受人は、稲と花卉・野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間174日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、引き続き稲作をするとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議 長	中西会長 関係委員のご意見をお願いします。

意見	<p>1 2 番 谷脇（裕）委員</p> <p>2、3年前から譲受人に作ってもらっており、譲渡人は農業に従事するのが難しくなったため相談したところ、本申請に至ったとのこと。問題はありません。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>他に皆さんからご意見ご質問がありましたら、お願いします。</p>
審議	<p>中西会長</p> <p>何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>濱口局長</p> <p>【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号2まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>濱口局長</p> <p>今回の5条の申請2件は、もともと559㎡であった土地を2筆に分筆し、それぞれ280㎡ずつとして申請となっています。地目は共に登記が山林、現況は畑です。ほぼ同様の申請でありますので、包括して説明させていただきます。</p> <p>関係条文は、農地法第5条による転用申請で、目的は自己用居宅を新築するもので、申請理由については、現在、2件ともアパート暮らしであるが、子供が増える、または大きくなってきたため、手狭になってきたことから、高台、特に南海トラフ地震津波浸水圏外にあります申請地に新築しようとするものです。</p> <p>次に、農地の区分については、申請地は土地改良区域内にあります。相当数の街区を形成している区域内の農地と判断出来まして、第2種農地に該当し、許可することができると判断しています。なお、位置図の図が古いいため表記されていませんが、既に申請地の</p>

	<p>西側に新築の家屋が2軒、東側にも1軒が建築中です。先の津波浸水圏外ということもあり、新築ラッシュとなっているようです。</p> <p>土地利用計画としては、住宅とそれに付随するウッドデッキ、物干しスペースや子供の遊びスペースなどを新たに整備する計画になっています。</p> <p>次に、排水計画につきましては、雨水は、市道の側溝を經由し排水、また庭が駐車スペース以外は砂利敷のため地下へ浸透。生活排水は合併浄化槽で浄化後、市道の側溝へ排水となります。</p> <p>進入路は市道よりの進入となりますが、側溝を横断するため、グレーチング設置予定であり、道路占用許可・道路工事許可を管理課である須崎市建設課に申請を予定しています。</p> <p>申請地周囲の状況ですが、番号2が1カ所接していますが、所有者と同意済みです。</p> <p>なお、建築費は2件同額で〇〇円、土地整地費はそれぞれ約〇〇円であり、金融機関から〇〇円借り入れての計画で、融資証明の提出もあり、資力に問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>関係委員さんのご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>6番 坂本委員</p> <p>番号1、番号2共に山を切り拓いた土地であり、津波の被害の心配がない住宅地域であり、問題ありません。</p> <p>中西会長</p> <p>他に皆さんからご意見ご質問はございませんか。</p> <p>12番 谷脇（裕）委員</p> <p>登記地目が山林となっていますが、その場合でも申請が必要なのでしょうか。</p>
審 議	<p>坂本次長</p> <p>現況が農地であれば、農地法の許可が必要になります。</p> <p>中西会長</p> <p>他にご質問等はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>

議 長	<p>中西会長</p> <p>特にご異議ないようなので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議については、農地法第 5 条 3 項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積計画について（諮問） の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>濱口局長</p> <p>【議案第 4 号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>橋本係長</p> <p>説明の前に、訂正がありますので申し上げます。</p> <p>総括表の整理番号 R 4-1 2 の農地面積が 1, 6 1 1 になっていますが、1, 6 8 1 です。明細の整理番号 R 4-9 の借賃が 1 0 a 当たり一等米〇〇俵になっていますが、〇〇俵です。整理番号 R 4-1 1 および整理番号 R 4-1 2 の支払い方法を、現金持参払いに訂正をお願いします。R 4-8 の申請書の利用権を設定する期間の終わりが令和 4 年 1 2 月 2 4 日になっていますが、令和 1 9 年です。</p> <p>【整理番号 R 4-3 から整理番号 R 4-1 2 について別冊をもとに朗読】</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>整理番号 R 4-3 から整理番号 R 4-5 につきましては、借受人は同一人物であり、主たる耕作物はミョウガ、構成員は 5 人で 5 人とも農業専従者となっています。整理番号 R 4-6 および R 4-7 について、借受人は同一人物であり、主たる耕作物はミョウガ、構成員は 8 人で内 4 人が農業専従者となっています。整理番号 R 4-8 について、主たる作物はミョウガ、構成員は 8 人で内 6 人が農業専従者になっています。整理番号 R 4-9 について、主たる耕作物はミョウガで、構成員は 5 人で内 4 人が農業専従者となっています。整理番号 R 4-1 0 について、主たる耕作物はミョウガ、構成員は 6 人で内 3 人が農業専従者となっています。整理番号 R 4-1 1 および R 4-1 2 について、借受人は同一人物であり、主たる耕作物はミョウガ、構成員は 3 人で 3 人とも農業専従者となっています。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第 2 号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第 2 号ロ農</p>

	<p>作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は、今回の申請は全て法人でないため対象ではありません。第4号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意については、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。以上で、今回の申請10件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
意 見	<p>高橋委員 整理番号R4-6の設定所在地番が違っています。</p> <p>橋本係長 差し替えて訂正いたします。</p>
審 議	<p>中西会長 他に何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 ご異議ないようですので、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。</p>
議 長	<p>中西会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。</p>
報告事項	<p>濱口局長 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>坂本次長 活動記録簿の提出について</p>



閉会宣言

中西会長

その他、何かございませんか。

ないようでしたら、以上で第6回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 2時53分

その真正なることを証して署名する。

議 長

7 番

8 番